

# 令和7年用 国土緑化運動・育樹運動標語募集要領

公益財団法人山梨県緑化推進機構

## 第1 趣旨

国土緑化運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長並びに一般国民の緑化思想の高揚を図るため、緑化に関するポスター等に使用する、標語を募集する。

## 第2 主催

公益財団法人山梨県緑化推進機構

## 第3 標語の内容

- (1) 簡潔で語調がよく、国土緑化の意を表し、植樹及び森林・樹木の保護・育成または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 創作に限ること。

## 第4 応募資格

制限はしない。

## 第5 応募方法

- (1) 別添の「国土緑化運動・育樹運動標語応募用紙」を各地域の林務環境事務所森づくり推進課（各地区緑化推進会議事務局）に提出すること。（提出は、持参、郵送、メール又はファクシミリによる）  
（国土緑化標語、育樹運動標語に区分して応募する必要はない。）
- (2) 応募用紙には、氏名（ふりがな）、職業又は学校名・学年、住所、電話番号を明記すること。（学校単位で応募する場合は、学校の住所・電話番号を記載）
- (3) 連名での作品応募は認めない。
- (4) 標語は応募者1名につき3点以内とする。

## 第6 応募期限

令和6年9月4日（水）まで（必着）

## 第7 審査方法

- (1) 審査は、「国土緑化運動・育樹運動標語審査要領」に基づき審査会を設けて行う。
- (2) 審査会において、応募作品の中から優秀作品10点（優秀作品3点、優良作品7点）を選出する。

## 第8 表彰

- (1) 優秀作品については、令和6年10月に開催予定の山梨県林業まつり記念式典において表彰する。(ただし、林業まつり記念式典が開催されない場合はこの限りではない。)
- (2) 優秀作品については公益社団法人国土緑化推進機構の主催する国土緑化運動・育樹運動標語募集に推薦する。

## 第9 その他

- (1) 優秀作品10点の著作権については、公益社団法人国土緑化推進機構に帰属する。
- (2) その他の作品の著作権については、公益財団法人山梨県緑化推進機構に帰属する。
- (3) 国土緑化運動及び育樹運動ポスターに使用する作品については、必要に応じて一部修正を加えることがある。
- (4) 最優秀作品のうち1点については、山梨県が実施する令和7年度県土緑化強調期間におけるスローガン及び県民緑化まつりのテーマとして使用する。
- (5) 応募者全員に参加賞を贈呈する。(応募点数に関わらず1名につき1点)